

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

石綿（アスベスト）は、大気汚染防止法（以下「大防法」という。）においては、飛散性が高いことから、吹付けアスベスト等を特定建築材料として指定し、吹付けアスベスト等が使用されている建築物の解体工事等を対象として作業基準を定めているところである。

近年、アスベストによる健康被害が社会問題化したこと等により、石綿製品製造工場は廃止された。従って、今後は建築物の解体工事等が主な発生源となっていくことから、建築物の解体工事等を中心に大気汚染の状況を引き続き把握するとともに、環境モニタリング手法（アスベストモニタリングマニュアル）とその測定結果の評価等に関する検討を行う。

また、現行の大防法では規制対象外のアスベスト含有成形板等の解体時における飛散状況の把握を行う。そして、国会等において、建築物の解体時に法律上必要な届出がなされていない事例があるという指摘があることから、モデル自治体を選定し、全ての建築物の解体現場等を調査することで、解体等の現場の実態（未届現場におけるアスベストの有無、作業基準の遵守状況等）を確認し、改善が必要な事項について対策を検討する。

さらに、我が国がこれまで培ってきた技術や知見をアジア諸国に移転する事により、アジア諸国におけるアスベストによる大気汚染防止に資する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H22	H23	H24	H25
・アスベスト濃度モニタリング事業				→
・アスベスト飛散防止対策調査事業				→
・アスベストの飛散防止に関するモデル事業				→
・アジア諸国における石綿対策技術支援事業				→

3. 施策の効果

大気汚染の状況を把握し、国民に情報提供を行うことで国民の有する不安への対応を行うことができる。また、効果的な環境モニタリング手法とその測定結果の評価方法等を検討するにより、アスベストの大気への飛散の有無と汚染状況を効果的に把握できる。さらに、モデル自治体が解体現場等の調査を幅広く行うことで、大防法の遵守状況を把握することができ、今後のアスベスト飛散防止対策に資することができる。

アスベスト飛散防止総合対策費

目的

アスベストによる、健康被害の未然防止対策を推進する。

事業内容

大気汚染状況の把握

○アスベストによる大気汚染の状況を把握するとともに、測定方法の開発と測定結果の評価手法等を検討する

排出抑制対策の検討

○現行の大気汚染防止法では、規制対象外のアスベスト含有成形板等のアスベスト含有建材の解体時における飛散状況の把握を行う。
○「モデル自治体」において解体現場等を調査し、大気汚染防止法の遵守状況等を検証する(新規)。

国際貢献

○我が国が、これまで培ってきた技術や対策等の経験を活かして、各国におけるアスベスト対策の施策展開を支援する。

新規

アスベストの飛散防止に関するモデル事業

国会等において、アスベストを建築物から除去する際に大気汚染防止法上必要な都道府県知事等に対する届出がなされていない事例が存在する旨、指摘されている。

モデル自治体の選定

モデル自治体の条件
建築物の解体現場等において、立入検査権限及び測定を義務付けている条例を整備している自治体

解体現場等を調査し、未届現場におけるアスベストの有無、作業状況の遵守状況等を検証する